

監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査について、富山市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告する。

記

1 監査の種類

財務監査（監査基準第2条第1項第1号）

行政監査（監査基準第2条第1項第2号）

2 監査の実施場所及び日程

実施場所：監査室

日 時：令和5年10月27日（金）

3 監査実施期間及び現地調査箇所

（1）監査実施期間

令和5年9月15日から令和5年10月27日まで

（2）現地調査箇所

公営競技事務所、料金課、下水道課、東上下水道サービスセンター

4 監査の概要

（1）対象部局及び所属

財務部

- ・工事検査課
- ・債権管理対策課

商工労働部

- ・企業立地課
- ・公営競技事務所

上下水道局

- ・料金課
- ・下水道課
- ・東上下水道サービスセンター

（2）対象期間

令和4年度

（3）対象事務

上記期間における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び行政

事務の執行を対象とした。

なお、必要があると認める場合は、現年度や過年度も対象とした。

(4) 監査の着眼点

共通監査項目として以下の次の事項に重点を置いて、監査を実施した。

- ア 現金の収納事務について
- イ 歳入の執行事務について
- ウ 委託・工事契約関係事務について
- エ 負担金・補助金・交付金の支出について
- オ 財産の管理事務について
- カ 各課の所管する重要かつ特徴的な事務について
- キ 前回監査等での指摘・意見に対する措置状況等について

5 監査の主な実施内容

監査対象となる部局の事務事業の中から、財務的及び行政的観点に基づき、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め、監査を実施した。

また、必要に応じて現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、概ね適正に執行されていたものと認めるが、是正又は改善が必要であると認める事項について、次のとおり指摘事項とした。

(1) 商工労働部 公営競技事務所

- ア 場外開催の特別観覧について、席使用料として1人500円を徴収しているが、その根拠が定められていなかったため、改善を図らねばならない。
- イ 休日かつ週休日のため週休日とされていたが週休日の振替を行ったことで休日となった日について、正規の勤務時間中に勤務した時間については休日給を、それ以外の勤務した時間については超過勤務手当 135/100 を支給すべきところ、正規の勤務時間以外の勤務した時間について超過勤務手当 125/100 のみを支給したことで、過小支給となっているものが見受けられたため、改善を図らねばならない。

(2) 上下水道局 料金課

- ア 超過勤務手当の支給において、次の誤りが見受けられたため、改善を図らねばならない。
 - (ア) 同一週を超えた週休日の振替を行った結果、1週間の勤務時間が38時間45分を超えて勤務した時間について、超過勤務手当 25/100 が支給されておらず、過小支給となっていた。
 - (イ) 週休日に行った7時間30分の勤務について、4時間の勤務時間の割振り変更を行ったことにより、休憩時間45分を除いた2時間45分は超過勤務手当の対象となるが、その支給割合は125/100 とすべきところ、週休日の支給割合135/100 としたことで、過大支給となっていた。